

新規開業・新事業展開支援事業

【目的】

- ・中小企業者等が行う新規雇用を伴う新規開業や新事業展開に係る経費の一部を補助することにより、地域における安定的な雇用の創出を図る。

【補助交付金額】

- ・交付する補助金額は、次のとおりとします。

区分	補助率	補助金限度額	
(1) 事業補助金	補助対象経費の 1/2 以内	100 万円	
(2) 雇用奨励補助金	新たに雇い入れた者の人数に応じて	最大人数 10 人まで	
	市内在住者		15 万円/人
	転入者 (単身)		20 万円/人
	転入者 (家族を有する)	25 万円/人	200 万円

※消費税の取り扱いは、消費税課税事業者が補助金を受給する場合、補助対象経費の中に消費税等仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請してください。交付申請時にこの額が明らかでない場合は、減額しないで申請することができますが、この額の確定後、報告の上、返還していただくことになります。

【補助対象地域】

- ・富良野市内全域

【対象者】

- ・以下の条件を満たす、中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）

申請条件
<ul style="list-style-type: none"> ・富良野市民もしくは主たる事務所を本市内に有している者 ・市外から新たに進出して支店登記した事務所を本市内に有している者 ・補助金交付申請の日の1年前の日から交付申請の前日までの間に、事業主の都合による解雇がない者 ・市税を滞納していない者 ・雇用保険の適用事業所である者（新規創業の場合は、見込みで可） ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が役員に就任している中小企業者等ではない者 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業を営むものではない者

【対象となる事業】

- ・事業の着手日から1年以内に、正規雇用として2人以上新たに雇い入れ、かつ1年を超えて継続雇用していることが確認できる、次のいずれかの事業が対象となります。

	対象事業
(1) 新規開業	会社、組合等を設立するなどして新たに事業を開始するもの
(2) 新事業展開	(ア) 現在行っている事業と、日本標準産業分類の中分類ベースで異なる事業を新たに行うもの
	(イ) 市長が新事業展開と認める事業 ※単純な事業の拡張は非該当。

【補助対象期間】

- ・事業の着手日から完了までの期間（事業着手から1年を限度とする）
- ・事業の着手日とは、法人登記、当該事業に係る設備等の購入、事業所開設にあたっての賃貸契約の締結、人材の確保等を行った日などであって、市長が適当と認める日

【対象となる経費】

（1）事業補助金

補助対象と認められるものは、補助対象期間中に発生した次に掲げる経費とします。

	費目	説明（対象経費として想定される経費）
(7)	設備投資資金	機械装置、器具備品その他の設備の取得に要する経費
(4)	運転資金	賃借料、広告宣伝費、通信運搬費、外注委託費、旅費、会議費、印刷製本費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、管理費、手数料、その他事業の運営に要する経費
(ウ)	人材育成経費	市長が認めた経費

（2）雇用奨励補助金

	説明
支給要件	補助対象事業の実施に伴い、補助対象期間に、正規雇用として雇い入れ、かつ1年を超えて継続雇用した者の人数に応じて支給します。 ただし、事業に着手する日の前1年以内に新たに雇用が開始された者であって、当該事業に従事していると市長が認めた者は補助対象に含むことができます。 この場合の雇用期間確認における始期は事業着手日から起算するものとします。
新たに雇い入れる者の要件	1. 満65歳未満の富良野市民であること。 2. 正規雇用の定義は以下の①から④の条件すべてに合致していること。 ①事業主と労働者との間で雇用期間の定めのない労働契約を締結している ②1週間の所定労働時間が、通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一であること（30時間未満の者を除く） ③通常の労働者と毎月の給与の計算方法が同一であること ④支給される手当や賞与について、通常の労働者と同じ制度が適用されていること。ただし、同じ制度を適用しないことに合理的な理由があると認められるものについてはこの限りでない。 ※通常の労働者＝「同じ事業所にて雇用されているフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者（週30時間未満の労働時間のものを除く）」 ※生計を同一とする親族を雇用するもの、②2親等以内の親族を雇用するものについては、新規雇用者数には含めない。 ※交付申請日まで継続雇用され、その後も雇用が継続する見込みであること。 ※労働者の募集方法については、特に制限はない。 ※ただし、自己都合等により離職（当該若年者の責めに帰すべき理由による解雇を含む）した場合であって、離職の日から1ヶ月以内に代替で新たに雇い入れた場合は、同一の者が継続して雇用されているものと見なすことができる。
雇用期間の考え方	

【補助対象とならないもの】

以下に掲げる経費は対象外となります。

- ・ 事業着手日以前に執行した経費
- ・ 証拠書類等によって用途が確認できない経費
- ・ 汎用性の高いもの（パソコン、自動車など）
- ・ 店舗等を①生計を同一とする親族から賃借するもの、②2親等以内の親族から賃借するものについては、上記によらず、補助対象外とします。貸主、借主が法人の場合は、法人の代表者との間で同様の血縁関係があるかどうかで判断します。
- ・ 以下の費目に該当する経費
 - (ア) 事業主及び役員報酬
 - (イ) 人件費
 - (ウ) 土地の造成費及び取得費
 - (エ) 建物及び構築物の造成費、取得費及び改修費
 - (オ) 事務所等の賃借料に係る敷金、各種保証金、電話加入料等返還が予定される金員
 - (カ) 原材料及び商品等仕入経費
 - (キ) 法人への出資及び保証金
 - (ク) 有価証券等取得資金
 - (ケ) 接待交際費
 - (コ) 各種税金及び各種保険料
 - (ク) 支払利息

【他の補助金との併用】

基本的には他の補助金との併給は禁止ですが（規則第3条第3項第1項）、この補助金に関しては、下記の例により取り扱うこととします。

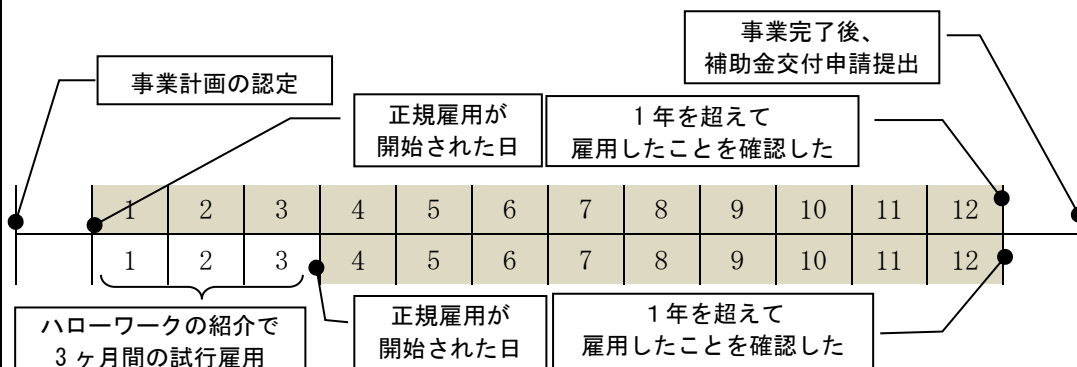
市の補助金	<p>(ア) 企業振興促進補助金 富良野市中小企業振興条例第4条第2項の規定により、補助の対象外</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>富良野市企業振興促進条例（昭和62年条例第17号）及び富良野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例（平成22年条例第13号）並びに他の法律等の規定により助成及び税の減免等の措置を受けたものは、前項の規定による助成の対象としない。ただし、一般公衆の利便性を図るための施設等で、特に市長が必要と認めるものについてはこの限りでない。</p> </div> <p>(イ) 店舗等新築改修費補助事業 補助対象経費が重複しないため、交付可</p> <p>(ウ) 新規出店家賃補助事業 富良野市中小企業振興条例第4条第2項の規定により、補助の対象外</p>
道の補助金	<p>(ア) 道から事業費にかかる補助金等を受給する場合 事業費補助金が算定の対象外（雇用奨励補助金は交付可）</p> <p>(イ) 道から雇い入れに係る助成金等を受給する場合 当該助成金等の対象となる者が交付の算定の対象外 （道の助成対象外の労働者に係る雇用奨励補助金を交付）</p> <p>⇒例① 道は若年者雇用なので、若年者に該当しない者は補助からもらえるが、これを市の補助対象にできる。</p> <p>⇒例② 道は新規雇用10人までが補助対象のため、11人目以降は対象からもらえるが、市の補助で11人目以降を補助対象とすることができる。</p>

国の
補助金

- (ア) 国から事業費にかかる補助金等を受給する場合
事業費補助金が算定の対象外（雇用奨励補助金は交付可）
- (イ) 国から雇い入れに係る助成金等を受給する場合
当該助成金等の対象となる者が交付の算定の対象外
（国の助成対象外の労働者に係る雇用奨励補助金を交付）
ハローワークの試行雇用奨励金を受給した後、正規雇用とした場合は、雇用奨励補助金の支給対象とすることができる（試行雇用奨励金は、正社員としての採用を前提とするものではないため）。
このほかの国の補助金の受給対象となった者について雇用奨励補助金は交付しない。例えば3年以内既卒者トライアル雇用奨励金については、3ヶ月の有期雇用の後に正規雇用で雇い入れた場合、有期雇用期間で月額10万円、正規雇用での雇い入れに対し50万円の奨励金が交付されることから、市の雇用奨励補助金の対象労働者とはしないこととする。

《試行雇用奨励金と市の雇用奨励補助金の支給イメージ》

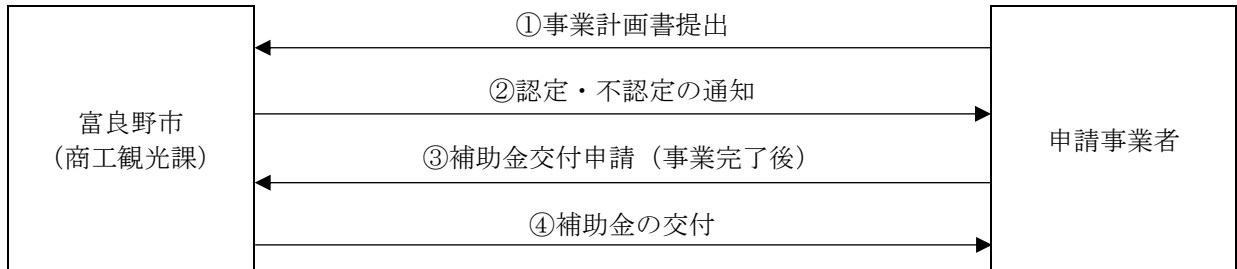
通常は、正規雇用してから、1年を超えて雇用を継続したことを確認してから補助金交付申請ができるということになりますが、ハローワークでの手続を経た後、試行雇用奨励金を活用して3ヶ月間試行雇用し、その後正規雇用した場合は、当該試行雇用期間と正規雇用された期間を合算して1年間を超えて雇用が確保されていれば、補助金交付申請ができることとします。ハローワークの制度では、「試行雇用期間だけで終了しても構わない」とされていますが、試行雇用期間で終了し、別の人を雇用した場合、試行雇用期間は雇用確認期間（1年間）に算入することはできません。



【申請フロー】

- ・この補助金は、原則、事業着手前に事業計画書を市へ提出し、事業計画の認定を受けってから、事業着手するという流れになります。
- ・補助金交付申請は、事業完了後に行いますので、実際に補助金が支払われるのは、着手した年度の翌年度になります。例：事業を実施した年度が 2020 年度であれば、補助金の交付は 2021 年度となります。

流れの概要



1 事業計画書提出

事業を着手する前に、次の書類一式を提出してください。

①	新規開業・新事業展開支援事業計画書 ((新規開業) 様式第 1 号))	
②	申請者確認書類	②-1 個人事業の場合→住民票 (抄本) (有料) (複合庁舎 1 階総合窓口) ※個人番号記載不要 ②-2 法人事業の場合→法人登記事項証明書 (有料) ※いずれも発行して 3 か月以内のものに限る。写しで問題ない。
③	事業内容と事業者の概要を明らかにする資料	企画書、会社案内など
④	暴力団員ではない旨の誓約書	
⑤	直近の収支内訳確認書類	新事業展開の場合のみ提出。新規開業の場合は不要。 ⑤-1 個人事業の場合 → 所得税の確定申告書の写し ⑤-2 法人事業の場合 → 直近の収支決算書の写し
⑥	雇用保険適用事業所設置届事業主控	既に雇用保険の適用事業所となっている場合のみ提出。 労働保険概算保険料申告書若しくは確定保険料申告書でも代替可 ※いずれも写しで問題ない。
⑦	営業許可書の写し	営業許可が必要な場合のみ提出。 許可を未取得の場合は、書類提出時に申出てください。

2 事業計画の認定 (不認定)

書類審査後、事業計画の認定/不認定が決定したら、市から連絡し、「事業計画認定 (不認定) 通知書」をお渡しします。

書類審査には、10 日～14 日程度かかります。

認定を受けてから対象事業を開始してください。

3 変更手続き

補助金の交付申請をするまでの間に、次の事項が生じた場合は、速やかに市へ相談のうえ以下の書類を提出してください。

- ・事業内容や事業期間等の変更
- ・雇用者数の増減などにより補助金等の交付予定額の変更
- ・事業者名、代表者名、所在地の変更
- ・事業の中止 など

①	事業計画変更（廃止）届（（新規開業）様式第3号）	
②	その他市長が必要と認める書類	変更内容に応じて担当から指示します 変更内容を証明する、あるいは根拠となる資料

※注意！ 変更後の対象事業費に合わせて、補助金の減額又は交付決定を取り消すことがあります。

4 変更等の認定

書類審査後、事業計画の変更または取消に関して認定が決定したら、市から連絡し、「事業計画変更認定（取消認定）通知書」をお渡しします。

書類審査には、10日～14日程度かかります。

5 申請

事業が完了したら速やかに、申請書（第1号様式）に加え、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第1号様式）	
②	補助金等交付申請額算出調書（第2号様式）	
③	収支予算書（第3号様式）	金融機関から借入する場合、その額も記入する。
④	対象経費の支出内訳書	任意様式にて提出してください
⑤	市税の滞納がないことの証明書類	納税証明書（複合庁舎1階総合窓口）または滞納がないことの証明書（複合庁舎2階税務課4-3番窓口）のどちらか（※どちらも有料） ※発行して1週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑥	公共職業安定所長による解雇の有無の証明書（（新規開業）第5号様式）	
⑦	雇用状況報告書（（新規開業）第6号様式）	
⑧	納税対応状況申出書	消費税の免税事業者、簡易課税事業者は提出。
⑨	雇用保険適用事業所設置届事業主控	事業計画書提出時に未提出の場合のみ提出。 労働保険概算保険料申告書若しくは確定保険料申告書でも代替可 ※いずれも写して問題ない。
⑩	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し等	被保険者となった年月日、資格喪失していないことを確認できる書類
⑪	雇用奨励補助金の対象労働者の住民票	（抄本）（有料）（市民課①番窓口）※個人番号記載不要
⑫	雇用契約書又は雇い入れ通知書の写し	雇入年月日や雇用奨励補助金の対象労働者の雇用形態等を確認できる書類
⑬	賃金台帳等の写し	雇用奨励補助の対象労働者への賃金支払額を確認できる書類 法定福利費も補助対象経費とする場合は、標準報酬月額決定通知書など、その額を確認できる書類
⑭	対象労働者の就労状況を確認できる書類	事業期間中の出勤簿又はタイムカード等の写しなど
⑮	事業の着手日がわかる書類	
⑯	事業費を確認できる書類	納品書、請求書、領収書、契約書の写し等 機械装置、器具備品については、メーカー、形式、取得日等が確認できるもの 賃借やリースの場合は、契約書の写しなど
⑰	国等からの助成金等を受ける場合は、支給を確認できる書類の写し	
⑱	その他市長が必要と認める書類	必要に応じて担当より指示します

6 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。
書類審査には、10日～14日程度かかります。

7 補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第11号の1様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し など

※注意！ 補助金の振込先口座は、申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

8 補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。
振り込み日は、請求書提出日からおおよそ2週間～1ヶ月です。

9 フォローアップ

補助金を交付した翌年度に、事業のその後の執行状況、事業効果について、フォローアップ調査（ヒアリング調査）を実施します。

【Q&A】

(フランチャイズチェーンによる新規開業等)

Q 1	既存のフランチャイズチェーン等と契約を結んで新規開業又は新事業展開する場合は補助の対象となりますか？
A 1	新規開業又は新事業展開される方が、市民もしくは市内に主たる事務所を有するものであり、この事業の対象要件を満たす者であれば、対象にできます。

(事業承継による新規開業等)

Q 2	他の事業者から、店舗等を承継し、新規開業又は新事業展開した場合は補助の対象となりますか？
A 2	正規雇用として2人以上新たに雇い入れた場合は対象とできます。もともと雇用されていた者を雇用した場合は、「新たな雇用」とはみなしません。

(親会社による子会社の支配)

Q 3	子会社を新たに設立し、親会社を退職した社員を新たに雇用する場合は補助の対象となりますか？
A 3	補助対象者（この場合では子会社）と資本的、経済的、組織的に独立性が認められない事業主において雇用されていたものを、補助対象者が雇用した場合、「新たな雇用」とはみなしません。「資本的、経済的、組織的に独立性が認められない」を例示すると、株式（議決権）の過半数を有している、その他の方法により実質的に株式（議決権）の過半数を有している、子会社へ役員が送り込まれており経営が実質的にコントロールされているなど。

(他の補助金と対象従業員の関係性)

Q 4	従業員を雇用した際に、国や道の補助金を受領した場合、その補助金の対象従業員は、この補助金の支給要件である「正規雇用として新たに2人以上雇うこと」の対象従業員としてカウントできますか？																
A 4	<p>国や道の補助対象となっている従業員であっても、この補助金の「新たに2人以上正規雇用」の対象従業員とみなすことができます。下記の例では、新たにA、B、Cと3人の従業員を雇用して創業した事業者がいたと仮定して、そのうちのA、Bの2人については雇用に関する国又は道の補助金を受けている場合では、A、B、Cを新たに正規雇用で採用しているため、この補助金の対象事業とすることができ、設備投資等が事業費補助金（上限100万円）の補助対象となりますが、雇用奨励補助金については、A、Bを算定の対象とすることができず、従業員Cに対する雇用奨励補助金（上限15万円）のみが受給対象となります。※ただし、試行雇用奨励金を受給した場合は、雇用奨励補助金も受給することができるケースもあります。</p> <p>【例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象</th> <th>国・道の補助金</th> <th>(補助金受給要件) 新たに雇用する 従業員に該当するか？</th> <th>雇用奨励補助金(15万円/人) の支給対象となるか？</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員 A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>従業員 B</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>従業員 C</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象	国・道の補助金	(補助金受給要件) 新たに雇用する 従業員に該当するか？	雇用奨励補助金(15万円/人) の支給対象となるか？	従業員 A	○	○	×	従業員 B	○	○	×	従業員 C	×	○	○
補助対象	国・道の補助金	(補助金受給要件) 新たに雇用する 従業員に該当するか？	雇用奨励補助金(15万円/人) の支給対象となるか？														
従業員 A	○	○	×														
従業員 B	○	○	×														
従業員 C	×	○	○														

(設備投資に対しての他の補助金の受給について)

Q 5	新規創業する際、設備投資に対して国（又は道）の補助金を受給しているが、補助対象となりますか？
A 5	設備投資に対する事業費補助金は対象外となりますが、新たに2人以上正規雇用した場合には、雇用奨励補助金（上限15万円）を補助することができます。